

熊谷ハイタウン
建築協定書

熊谷ハイタウン建築協定委員会

埼玉県熊谷市大字万吉572-60

熊谷ハイタウン建築協定書

(目 的)

第 1 条 この協定は建築基準法（以下「法」という。）第 69 条による熊谷市建築協定条例の規程に基づき第 5 条に定める区域内における建築物の敷地、位置、用途、構造、形態、意匠に関する基準を協定し、住宅地としての環境を高度に維持推進することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この協定は「熊谷ハイタウン建築協定」（以下「協定」という。）と称する。

(協定の締結)

第 3 条 この協定は、第 5 条に定める区域内の土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）で、第 4 条に定める協定者全員の合意により締結する。

(協定者の定義)

第 4 条 この協定における「協定者」とは、第 5 条に定める区域内における土地の所有者等で、法に基づき本協定の効力が及ぶ者をいう。

(協定区域)

第 5 条 この協定区域は、熊谷市大字万吉字石田 5 7 2 番 1 のほかの「熊谷ハイタウン」のうち、別紙図面に表示した区域とし、次のとおり区分する。

1. A 地区（一戸建住宅専用地区）
2. B 地区（店舗併用住宅の建築も可）
3. C 地区（業務店舗の建築も可）
4. D 地区（店舗併用住宅の建築も可）

(建築物の基準)

第 6 条 前条に定める区域内の建築物の敷地、位置、用途、構造、形態、意匠は次に定める基準とする。

1. A 地区においては、次の各号に定める基準によらなければならない。
 - (1) 敷地（区画）はこの協定の認可日における形状を変更しないこと。ただし、2 区画以上を合併して 1 区画とする場合はこの限りではない。
 - (2) 建築物は一戸建の専用住宅（付属する物置、車庫、勉強部屋等を含む。）とする。
 - (3) 建築物の階数は地階を除き、2 以下とする。
 - (4) 地盤面（この協定の認可日における地盤面）からの最高の高さは 10 m 以下、軒の高さは 7 m 以下とする。
 - (5) 外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線（道路境界線等を含む。）